山形県若手大工育成支援プログラム実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、若手大工の育成を図るため、入職から概ね5年間においてキャリア形成を集中的に支援していく若手大工育成支援プログラム(以下、「プログラム」という。)の実施等に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところ による。
 - (1) 「大工技能者」 木造建築物の建設のため、構造材並びに造作材の加工、建て 方、取付けなどの作業に従事する者で県内に居住する者をいう。
 - (2) 「大工・工務店」 県内に本店又は支店を有し、業として木造建築物の建設を 営む大工技能者又は大工技能者を雇用する者をいう。

(支援対象者の認定要件)

- 第3条 知事は、県内の大工・工務店で大工技能者として就業する者で、大工技能者としてプログラム修了まで継続して就業し、技能習得に励む次のいずれにも該当する者を支援対象者に認定する。ただし、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律に基づく外国人技能実習生は除く。
 - (1) 当該年度の前年5月1日から当該年度の4月30日までに大工技能者として大工・工務店に入職した者
 - (2) 当該年度の4月1日現在で40歳未満の者
 - (3) 当該年度の4月1日現在で大工技能者としての就業期間の合計が1年未満の者

(認定申請書)

- 第4条 プログラムの支援対象者の認定を受けようとする者は、支援対象者認定申請 書(別記様式第1号)に以下の書類を添え知事に提出するものとする。
 - (1) 顔写真1枚(縦3センチメートル、横2.4センチメートル)
 - (2) 本人が確認できる書類等(運転免許証など)の写し
 - (3) 勤務する事業所の建設業許可通知書の写し
 - (4) 勤務する事業所との雇用関係が確認できる書類等(雇用保険証、健康保険証、 雇用契約書など)の写し
 - (5) 誓約書 (別記様式第2号)

(認定証の交付)

第5条 知事は、支援対象者の認定をしたときは、若手大工支援対象者認定台帳(別記様式第3号)(以下、「認定台帳」という。)に登録し、認定証(別記様式第4号)

を交付する。

(支援対象者の認定の除外要件)

- 第6条 知事は、第4条に規定する支援対象者認定申請をした者が次のいずれかに該当する場合は、認定証を交付しないことができる。
 - (1) 暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律 第77号)第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)
 - (2) 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を 図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団(暴力団員による不当な 行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員等を利用する等していること
 - (3) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること
 - (4) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること

(変更の届出)

- 第7条 支援対象者は、申請した内容のうち、以下の事項について変更があったときは、変更届(別記様式第5号)により、その旨を知事に届け出るものとする。
 - (1) 氏名又は住所
 - (2) 勤務する事業所の名称又は所在地
- 2 知事は、氏名の変更に係る前項の届出があったときは、認定証を書き換えて届出者に交付する。
- 3 知事は、第1項による届出があったときは、認定台帳を訂正する。

(プログラムの修了)

- 第8条 知事は、次の全ての要件を満たす支援対象者をプログラム修了と認定するものとする。
 - (1) 支援対象者に認定された年度の4月1日から起算して、プログラム修了の年度 末までに3年以上継続して就業した者であること。
 - (2) プログラム修了までに、二級建築大工技能検定に合格した者であること。
 - (3) 次のいずれかの技能習得が認められること。
 - ①木造住宅のリフォーム工事の墨付け・手刻みの現場責任者ができる
 - ②簡単なプレカット材の在来軸組木造住宅の現場責任者ができる
 - ③簡単な在来軸組木造住宅の墨付け・手刻みの現場責任者ができる
 - ④在来軸組の注文住宅の墨付け・手刻みの現場責任者ができる
 - (4) 二級建築大工技能検定合格後2年の実務経験を有していること。ただし、プログラムの期間が当該年度で5年となる者で、前項に定める技能習得が認められる場合は、この限りでない。

(修了証の交付)

- 第9条 支援対象者で前条の要件を満たしたときは、プログラム修了申請書(別記様式第6号)に以下の書類を添え知事に提出するものとする。
 - (1) 継続就業及び技能習得に係る証明書(別記様式第7号)
 - (2) 二級建築大工技能検定合格証書の写し
 - (3) 顔写真1枚(縦3センチメートル、横2.4センチメートル)
- 2 知事は、前項の申請があり、プログラム修了と認められる場合は、修了証(別記様式第8号)を交付する。

(修了者の広報)

第10条 知事は、プログラム修了証を交付したときは、修了者及び修了者を雇用する大工・工務店を県のホームページにより、広く県民に広報する。

(プログラム参加の辞退)

- 第11条 支援対象者は、プログラム参加を辞退しようとする場合又は支援対象者の 認定要件を満たさなくなった場合は、辞退届(別記様式第9号)に認定証を添えて 知事に届け出るものとする。
- 2 知事は、前項の規定による届出があった場合は、認定台帳から抹消するものとする。

(認定証又は修了証の再交付)

- 第12条 支援対象者は、認定証又は修了証を紛失し、汚損し、又は破損したときは、 再交付申請書(別記様式第10号)により、再交付を知事に申請することができる。
- 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、認定証又は修了証を再交付する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、プログラム実施に関し必要な事項は、別に 定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月17日から施行する。

別記

- ·様式第1号 支援対象者認定申請書
- 様式第2号 誓約書
- ·様式第3号 若手大工支援対象者認定台帳
- 様式第 4 号 認定証
- ・様式第5号 変更届
- ・様式第6号 プログラム修了申請書
- ・様式第7号 継続就業及び技能習得に係る証明書
- •様式第8号 修了証
- 様式第9号 辞退届
- · 様式第 10 号 再交付申請書

支援対象者認定申請書

年 月 日

山形県知事 殿

申請者

住 所	Ŧ				
電話番号	Tel				写真貼付
s.b				P	(縦 3cm×横 2.4 cm)
生年月日	昭和・平成	年	月	日	年 月 日撮影

山形県若手大工育成支援プログラム実施要綱第4条の規定により申請します。

なお、本申請書及び添付書類に記載の事項は事実に相違ありません。

1 申請者に関する事項

• •	1 1111 111 - 1201	, Q 1 , X				
#1.3	務する事業所	名 代 表 者	称氏名			
				_		
(C	関する事項	所有		 〒		
		電 話	番号		Tel	FAX
は、を確に	請にあたって 右記の内容 確認の上、□ チェックして ださい。	(1) 暴力に 定する。 (2) 自己、 を加え・ 力団をい (3) 暴力に 維持及。	は次の各号 団員等(暴) 暴力団員及 、その属す 、る目的をもいう。以下「 団又は暴力」 び運営に協	ラのいずれにも該 力団員による不当な行 び暴力団員でなくなっ る法人若しくは法人以って暴力団(暴力団員 司じ。)又は暴力団員等 団員等に対して資金等 力し、又は関与してい	た日から5年を経過しな外の団体若しくは第三者 による不当な行為の防止 を利用する等しているこ を供給し、又は便宜を供	ません。 (平成3年法律第77号)第2条第6号に規い者をいう。以下同じ。) の不正の利益を図る目的又は第三者に損害等に関する法律第2条第2号に規定する暴こと 与する等直接的あるいは積極的に暴力団の
	卒業年月日	∃		学	校名及び学科名(す	最終学歴)
	年	月 日				
	期	間			勤務先・所在	地
職	年	月 日				
		~ 現在				
歴	年	月 日				
	~ 年	月 日				
	二級建	 築大工技能		 の有無		
[□ 有○ 合格証交付□ 交付予定○ 合格証交付□ 無	,	·	年 月)	(この欄に	は記入しないでください)
2.	添付書類チュ	ェックリス	くト ・		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	本人が確認でき	きろ書類質	(運転角	ら 許証かど)の写し	,	

本人	が確認でき	る書類等	(運転免許証など)	の写し

- □ 勤務する事業所の建設業許可通知書の写し
- □ 勤務する事業所との雇用関係が確認できる書類等(雇用保険証、健康保険証、雇用契約書など)の写し
- □ 誓約書 (別記様式第2号)

山形県知事 殿

申請者 住 所

氏 名

誓 約 書

私は、山形県若手大工育成支援プログラム参加にあたり次のことを誓約し、 建築大工の技能習得に励みます。

- 1. 継続して大工技能者として就業すること
- 2. 二級建築大工技能検定に合格すること

山形県知事 殿

 届出者
 住
 所

 氏
 名
 印

 電話番号
 印

変 更 届

下記のとおり、支援対象者認定申請書の記載事項に変更が生じたので、届け出ます。

認定日・記	認定番号		年	月	日認定	•	第				号
変更に係	系る事項		変	更前				変	更	後	
	氏 名										
認定者	住 所	₸				₹					
	電話番号										
	名 称										
勤務する 事業所	所 在 地	₸				₹					
	電話番号										
			*	受	付 欄						
	(この欄は、記入しないでください。)										

添付書類

氏名に変更があった場合

- □認定証(紛失の場合は添付不要)
- □変更後の氏名が確認できる公的書類(運転免許証等)の写し

勤務する事業所に変更があった場合

□変更後の事業所の建設業許可通知書の写し

山形県知事 殿

 届出者
 住
 所

 氏
 名
 印

 電話番号

プログラム修了申請書

山形県若手大工育成支援プログラム実施要綱第9条の規定により申請します。

記

- 1. 認定番号 第 号
- 2. 認定年月日 年 月 日

	*	受	付	欄
(3	この欄は、記	込し	ない	いでください。)

添付書類

- □継続就業及び技能習得に係る証明書(別記様式第7号)
- □二級建築大工技能検定合格証書の写し
- □顔写真1枚(縦3センチメートル、横2.4センチメートル)

継続就業及び技能習得に係る証明書

1. 氏 名								
2. 認定番号				号				
3. 認定年月日		年	月	目				
4. 就業期間		年	月	目	から	現在	まで	
						計	年	
5. 技能習得								
	木造住宅のリフ	/オーム工事	事の墨付	け・手	刻みの	現場責	任者ができ	る
	簡単なプレカッ	・ト材の在外	ド軸組木	造住宅	の現場	責任者	ができる	
	簡単な在来軸組	1木造住宅の	の墨付け	手刻。	みの現	場責任	者ができる	
	在来軸組の注文	住宅の黒色	けけ・手	刻みのヨ	現場青	任者が	できる	
_		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	•••					a. 4
				※習得	身したも	のにチョ	ニックしてくた	ごさい
上記の者は、大工技	がおとして継続	記で就業1	技能	習得に	乱んで	います		
					3370 C	• •) (0	
年 月	目							
#1	数十2亩光記	A 元						
刬	務する事業所	住 所 ———						
		事業所名						
		代表者職氏名	名					即

山形旧知事	교년					年	月	目
山形県知事		届出者	住 氏 電話番	名				Ħ
		辞退	届					
	形県若手大工育成支援プ のとおり届け出ます。	[°] ログラム	ゝへの参	≹加を辞	辛退したいの	ので、		
		記						
1.	認定番号	第			号			
2.	認定年月日		年	月	目			
3.	辞退理由	大工: そ	をの賃仕職大引大の他	る(複ないのよす・曲をはないのようとは、ないのは、ないのは、ないない。	ックしてく7 回答可) 大工を続け 、、大工耐えを 関係に耐え仕事 は力的 転職 は してください	るのが難 ける自信 れなくけ	がなくたった	よった
	*	※ 受	付 欄	<u> </u>				

(この欄は、記入しないでください。)

添付書類 □認定証(紛失の場合は添付不要)

山形県知事 殿

 申請者
 住
 所

 氏
 名
 印

 電話番号
 印

再交付申請書

下記のとおり、(認定証 / 修了証)の再交付を申請します。

記

- 1. 認 定 番 号 第 号
- 2. 認定年月日
 年 月 日

 修了年月日
 年 月 日
- 3. 申請理由 紛失・汚損・破損

(この欄は、記入しないでください。)

添付書類

- □認定証 (汚損又は破損の場合のみ)
- □修了証(汚損又は破損の場合のみ)